

平成 29 年度 第 2 回市川市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会会議録（詳細）

1 開催日時：平成 29 年 8 月 23 日（水）午後 1 時 30～3 時 10 分

2 場 所：市川市役所仮本庁舎 4 階 第 3 委員会室

3 出席者：

会 長 庄司委員

委 員 戸坂委員・山崎委員・松浦委員・村山委員・石原委員

小野委員・長坂委員

事務局 障害者支援課（高橋課長・池澤主幹・石田主査・植草主任主事）

発達支援課（鷺沼課長・野口主幹）

4 議 事：

（1）開会

（2）計画素案について

（3）閉会

《配布資料》

■諮問資料 3 第 3 次いちかわハートフルプラン素案

1 開会

【 午後 1 時 30 分開会 】

事務局： 本日は、柴田委員より欠席とのご連絡をいただいております。
委員の方 8 名が出席ですので、分科会の開催は成立していることをご報告させていただきます。
次に、本日の予定につきましては、お手元に配布しました会議次第のとおりですが、審議に入る前に、資料の確認をさせていただきます。

○資料の確認

2 次期障害者計画の策定について

庄司会長： それでは、平成 29 年度第 2 回障害者福祉専門分科会を開催いたします。
本日の議題である「計画素案について」に入りたいと思います。
事前配布の資料について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局より諮問資料 3 の説明。

庄司会長： それでは、ただいまの報告に関しまして、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

小野委員： 審議会資料 5 の 5 ページの「⑥ 人材の確保と育成」について、「障害児者相談支援ガイドライン研修平均受講者数は、85 人となった。市川障害児者相談支援事業所連絡会 (is-net) の研修との棲み分けを明確にしていく。」と書かれていますが、2 つの研修の詳細を教えてくださいませんか。

事務局： 諮問資料 3 にも関連があるご質問ですので、諮問資料 3 と関係づけながらご説明いたします。まず、障害児者相談支援ガイドライン研修については諮問資料 3 の 58 ページに記載されております。市川市では市の施設や関係機関同士の連携の仕方について更新し公表している相談支援ガイドラインというものがございます。これに基づいて、相談支援事業者の方や相談支援事業への参入を検討している方へ 3 日間の研修を開催しております。

一方で、市川障害児者相談支援事業所連絡会、通称 is-net は既に指定を受けている相談支援事業者の連絡協議会となります。既に研修を終え、事業に従事している方達同士の横の繋がりですので、研修は相談支援ガイドライン研修よりさらにスキルアップを図るものとなります。

庄司会長： 補足説明を入れた方がわかりやすくなりますね。
諮問資料 3 について、ご意見やご質問はございますか。

松浦委員： 57 ページの「1. 相談・情報提供」に関連して、働いている障害者の方が急増しておりますので、休日となる土日にホームヘルプのサービスを使いたい、移動支援で余暇活動をしたいという方が大勢いると思います。実際に、土日は市役所

の窓口が閉まっているので、サービスを申請する機会がないという意見を耳にします。介護保険等にも関連する申請もあると思いますが、申請について柔軟な対応をご検討下さい。

事務局： 市民課等で水曜窓口を実施していますが、障害者支援課で実施するかは調整中となっております。当課では残業が多いため、さらに時間外での対応することは現時点ではできません。しかし、夜間の窓口対応の希望の方もいらっしゃいますので、庁内で調整をして参ります。

庄司会長： Web申請といった方法も是非ご検討下さい。
他にご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

長坂委員： 同じく 57 ページの「1. 相談・情報提供」について、第 2 次いちかわハートフルプランの計画期間中に、必要性を感じたことがございます。これまでは障害者の方の両親からの介護保険について問い合わせを受けていましたが、ここ 1、2 年では当事者の方が介護保険を利用されることがとても増えており、これから 3 年間はますます増えるだろうと感じております。それに伴って、基幹相談支援センターと高齢者サポートセンターの間の連絡が増えていくことが予想されるので、障害分野と介護分野の連携を強化する必要性がございます。

事務局： 障害のサービスを受けている方が 65 歳になり介護保険に移る際には、障害者支援課の職員より事前にご連絡しております。また、お一人での申請が難しいと考えられる場合は障害者支援課より地域包括センターに連絡し、地域包括センターより、ご本人に介護保険の申請について説明するという取組みを明日 8 月 24 日（木）の話し合いの場で、検討したいと考えております。こういった取組みから障害分野と介護分野の連携が取れるようになっていくと思われま。

村山副会長： 11 ページからの手帳所持者数の推移のグラフの年齢構成を細かく分けていただきありがとうございました。

このグラフからも障害者の高齢化が読み取れますが、65 歳になったら全て介護保険へ移行するのではなく、障害サービスとの併用についても柔軟に対応することを計画に明記して下さい。

事務局： ホームヘルプは介護保険へ移行することとされております。ただし、介護保険でまかないきれない方は障害福祉サービスの居宅介護で対応しております。また、日中活動を利用されている方については、65 歳になった後も継続して利用していただいております。

地域活動支援センターは年齢制限はないので、65 歳以上の方が障害者手帳を取得し利用を始めるケースもございます。

庄司会長： 65 歳になった際の障害福祉サービスの利用の可否について、明記されているものはございますか。

事務局： 計画には記載しておりません。障害福祉ハンドブックには、介護保険の対象となる方は介護保険制度が優先となる旨を記載しております。

庄司会長： 計画に記載する対象ではないということでしょうか。

事務局： 記載することができないものではないので、ご意見としていただき検討いたします。

松浦委員： 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画には介護従事者への支援を行うと明記されていました。障害サービスの事業所の職員には、資格が必ずしも要件となるわけではありませんが、スキルアップやサービスの質の向上のために資格取得を目指す方も大勢います。今後のことも考えて、障害分野でも同様の取組みをすることは職員にも利用者にもメリットがあります。

事務局： 例えば、資格取得に補助金を交付するといった取組みでしょうか。

松浦委員： はい。介護分野だけでなく、障害分野にも同じように取り組んでいただきたいということが率直な意見です。

事務局： 介護分野については、県の補助がございしますが、現在、障害分野では補助が受けられておりません。障害分野についても、介護保険と併せて申請すれば補助を検討すると県より回答がございましたので、これからも働きかけて参ります。

村山副会長： 28 ページからの「第3章 計画の基本的な考え方」は、具体的な施策の根本となる大切な部分になると思います。なので、31 ページの「4. 各施策に共通する横断的視点」には、人材確保・育成を記載し、市として取り組むという姿勢を示して欲しいです。

また、「(2) 障害のある人を中心とした総合的な支援」の中に、「障害のある人が各ライフステージを通じて、適切な支援が受けられるよう～切れ目のない支援を行います。」と記載されているので、ここに介護保険との併用について柔軟な対応をする旨を記述できるのではないかと思います。

事務局： 十分に検討に値することでありますので、ご意見としていただき、検討いたします。

山崎委員： 親亡き後の支援はどこに記載されているのでしょうか。

事務局： 親亡き後の支援の必要性については、障害者団体へのヒアリングでも言及されており、22 ページの「(3) 高齢化・親亡き後」に記載しております。

施策については、一つにまとめた項目はございませんが、51 ページ「第3節 生活支援の充実」に記載された各障害福祉サービスや59 ページ「第4節 相談・権利擁護体制の確立」の「2. 権利擁護」に記載された成年後見制度が親亡き後への取組みとなります。

村山副会長： 38 ページ「第1節 子育て・教育の充実」について、こども発達センターでは、とても良い支援をいただいておりますが、現状では、小学校3年生位までの児童の相談しか受けられていません。療育の支援では18歳までの支援が必要となっています。反抗期や思春期につまづいたときに、行動障害を持ってしまわないための支援、持ってしまってもその後の回復のための支援が市川市に欠けていると感じます。

学齢期前や学齢期に入った児童・生徒への支援は心強いのですが、学齢期を過ぎてしまうと相談できるところがなくなるだけになってしまいます。えくるだけでは相談件数が多いため対応しきれません。ワンストップで相談を受けて、本人と家族を支援できる体制を作って欲しいです。発達センターを4箇所にすると思われていますが、箇所数だけでなく、中身の伴ったものを書き加えていただきたいです。

庄司会長： 市川市では切れ目のない支援のために、ライフサポートファイルを作成していると思いますが、ライフサポートファイルについての説明と、児童への支援についての説明をお願いします。

事務局： 発達支援課では実施しているライフサポートファイル事業は本人への支援を第三者が把握しやすくするために情報を載せていくファイルを作成するもので、障害者支援課と協力して周知に努めております。

こどもへの支援については、中学卒業後から高校卒業までの15歳から18歳への支援に空白があると感じております。中学校までは教育センターとの関わりがありますが、義務教育を終えると空白が生まれてしまうので、これからはこの期間の支援を厚くしなくてはならないと考えています。

具体的な支援の内容としては、発達支援課には発達過程の専門性に強みがございますので、そのような内容であれば発達支援課に相談し、生活面・福祉面に関わる相談は障害者支援課、えくるに相談といったようにそれぞれフォローしながら相談に対応できればと考えております。

庄司会長： ライフサポートファイルを受け取るために条件等はございますか。

事務局： 特にございませんで、ご希望の方にはお配りしております。また、年齢についてもこどもに限定せず、成人の方にもお渡ししております。

村山副会長： ライフサポートファイルは良い物だと思いますが、書き込んだだけでは支援にならないので、こども発達センターが18歳までの療育支援をしていくという記載をしっかりといただきたいと思います。

事例として中学卒業後にすぐ入所して、入所先が引き受けてしまって地域と引き離され、大人になってからもずっと入所されている方もいらっしゃいます。

市川市にも千葉県発達支援障害者センターのような施設が欲しいとヒアリングで申しましたが、こどもの大事な時期の全体をきちんと支えていただきたいです。学校教育だけではどうにもならないですし、学校教育の中で潰れてしまう方もいらっしゃるので、教育と福祉が連携するといった目に見えた施策をご検討下さい。

○事務局よりライフサポートファイルの配布し、再度説明

庄司会長： こちらは自己負担はございませんか。

事務局： 無料です。

庄司会長： ご説明ありがとうございました。引き続きご意見やご質問がございましたらお

願います。

石原委員： ライフサポートファイルに災害時の避難先や避難方法などの情報を追加していただけないでしょうか。ご家族の方や周囲の方が連絡先や避難所を確認できるようになります。

また、教育と福祉の連携や関係者の資質の向上という話がございましたが、また、内部疾患の方のように目に見えないけれど周りの配慮が必要な方もいます。そういった方について、保健所では養護教諭の方を対象に勉強会を開催したり、研修の案内をしていますが、教育現場を対象とした研修を開く際には、先生だけでなく、養護教諭の方にスポットを当てた研修を計画に明記してもらえると私たちとしては心強いです。

事務局： 教育の連携について、こども発達センターには就学前の児童の通園施設があり、発達支援課には在宅の児童が定期的に来て指導や訓練を受ける取組みがあります。学校への通学が始まる時にどのように繋げるかという点については、スマイルプランを活用したり、就学後につまづきがあった場合には、教育センターや指導課の職員の方と連携してケースについて検討しています。

石原委員： ライフサポートファイルについてはこれからも継続をお願いします。

千葉県市川健康福祉センターにいらっしゃる養護の先生は学ぶ機会が少ない、実態がわからないという声がございます。情報提供に努めていますが、回数が十分ではないので、関わり合いをより密接にして、より多くの方がご家族に寄り添うような支援ができるようにしていきたいです。

村山副会長： 52、53 ページの「(3) 居住系サービスの充実」に「計画相談支援によるニーズ把握を踏まえて」とありますが、市で作成しているグループホーム入居者待機リストはニーズの把握に役立つと思います。また、グループホーム等支援ワーカーの方は市内にどのようなグループホームが不足しているかも把握しておりますので、お話を伺うことができると思います。ニーズの把握を計画相談支援に限らずに、そういった取組みも文言として加えることをご検討下さい。

また、「(5) サービス提供体制の拡充」には「適切なアセスメントやニーズ把握」という文言がありますが、意思決定支援についての文言が欠けているように感じます。最近では意思決定支援ガイドラインというものもできています。相模原市のやまゆり園の事件の後、入居していた方に意思決定支援ガイドラインに沿った形で支援をし、住まいをどこにするか決めていくということを聞きました。意思決定支援は成年後見制度にも関わりがありますし、福祉全体に関わる大事な考えとなります。アセスメントやニーズ把握に、ご本人の意思決定支援をどのようにするかということは大切なこととなりますので、文言を追加して下さい。

もう一つ、59 ページに成年後見制度利用促進法について書かれていますが、基本計画を市川で実施することや実施を検討していることを記載して欲しいです。法人後見を増やしたり、市民後見人を養成するだけでは利用促進にはなりません。

ん。基本計画で言われている連携ネットワークを築く、中核的な機関を設けるなど、成年後見制度をこれからどのように取り組むのか記載して下さい。

事務局： 1点目と3点目については検討させていただきます。2点目の意思決定支援につきましては31ページの「4. 各施策に共通する横断的視点」に記載しております。こちらにはどのような施策を進めていく際にも必要な視点として整理しております。

庄司会長： 介護や障害の分野に関わらず、人材の確保の必要性が認識されています。人材確保というと頭数を確保することが優先されていますが、質の担保に力を入れることも必要になります。そのために、国家資格である介護福祉士や社会福祉士、精神保健福祉士を積極的に採用する方針にして頂きたいです。

山崎委員： ボランティア・NPO活動センターへ行徳へ障害者の方とその親御様がいらっしゃいましたが、その後はお子様だけでいらっしゃるようになりました。さらに、他の障害者の方がその話を聞き、現在は障害者の方の憩いの場になりつつあります。

どなたでもお話を聞くようにしておりますが、障害のある方の憩いの場となってしまうと他の方の利用に制約がでてしまいますので、そういった方の行き場がないか教えていただきたいです。

事務局： 日中の行き場については障害者支援課より情報提供ができますし、見学に同行することもできます。

松浦委員： 115ページの「(11) 市が自主的に取り組む事業（任意事業）」にある訪問入浴サービス事業は身体障害者の方、日中一次支援事業は身体、知的障害の方を対象としており、精神障害者の方は利用できないというのが現状です。自治体が自主的に取り組む事業は法定の事業と異なり、柔軟な対応ができると思いますので、できれば障害分野を越えて多くの方が利用できるようにして頂きたいです。

事務局： 予算上の都合もありますが、訪問入浴は自宅において入浴支援するものですが、身体が大きくなると自宅のお風呂では難しいということもありますのでそういったことも含めて検討いたします。

庄司会長： 予算は縮小傾向にあるのでしょうか。

事務局： 縮小傾向ではありませんが、障害者支援課全体の支出が右肩上がりに増えております。ただし、必要性を説明することができれば対象者を広げるために予算をつけることができると思います。

長坂委員： 31ページと51ページの「1. 福祉サービス」と57ページ等のページを見ていて、気になっていたのですが、生活保護や障害福祉サービスを受けておらず、相談機関も利用していない人はどこに記載すればいいのでしょうか。そういった方に今後どのように対応するか検討していただけるとありがたいです。

庄司会長： 市町村が窓口となって対応しているところが多いという印象を持っています。障害だけの問題ではない、多岐に渡る問題への対応について、どういう方針なの

か教えてください。

事務局： 長坂委員が指摘された問題については、105 ページの「相談支援事業」が対応することになります。庄司会長がお話された対応する窓口については、直営で対応する部分と委託で対応する部分があります。本市では平成 29 年度より基幹相談支援センターを委託により設置し、アウトリーチによる相談や虐待の相談窓口、地域のネットワーク作りに取り組んでいただいております。どこにもつながっていない人については 107 ページの中段に記述がございます。

小野委員： 109 ページの手話通訳に関しまして、市で開催している手話講座を受けたことがございますが、この事業は 115 ページ「(11) 市が自主的に取り組む事業（任意事業）」で紹介した方が良いと思います。

事務局： 市民手話教室であると思われませんが、障害への啓発事業の一つとして実施しています。年度毎にそれぞれの事業を実施するかは不確定なので、記載しておりません。

小野委員： 市民手話教室等も含めて、障害への啓発事業をしている旨を記載するのはいかがでしょうか。

事務局： 啓発事業自体は任意事業でなく、必須事業となり、103 ページ「(1) 理解促進研修・啓発事業（必須事業）」に記載しております。

小野委員： それでは 103 ページに具体的な取り組みを記載していただけますか。現在の記載では実際にどのような取組みをされているかわからないと思います。

また、市民手話教室の講師の方が毎年、予算がなくなってしまうのではないかと心配しております。

事務局： 理解促進研修・啓発事業として行うそれぞれの取組みについては、必ずしも全てが継続的に実施するものではないので、予算についてはお約束できるものではありません。また、書いてあるならやってほしいと市民の方に言われてしまうことを懸念しております。

庄司会長： 他にご意見・ご質問はございますか。

村山副会長： 最後に 3 点ございます。

1 点目は 93 ページの重度障害者等包括支援の実施の見込量が計画期間中全て 0 となっております。このことについて、市としての考えを書いていただきたいです。

2 点目は 114 ページの地域活動支援センター I 型の個別サービスの見込量も 0 となっております。南八幡メンタルサポートセンターの民営化による III 型への移行について、精神障害者の方で、ひきこもりが改善できない・自殺未遂の可能性のある方は I 型のサービスを受けることで次のステップに進めることがあるので、1 型の見込量が 0 ということならば、どこがそういった方への支援をしていくのかを書いて頂きたいと思います。また、そういった方の実態把握にも取り組んで下さい。

3点目は、防犯・災害対策の事業について、現行の計画では重点事業として避難行動要支援者対策事業があり、自治（町）会との避難行動要支援者名簿の取扱いに関する覚書の取り交しを指標にしていたと思います。しかし、第3次ハートフルプランでは73ページの防犯・災害対策の重点事業が空欄となっております。これは29年度中に自治体と覚書の取り交しが完了するためでしょうか。また、福祉避難室についても言及して下さい。

事務局： 1点目については考え方を整理し、検討いたします。

2点目についても、検討いたします。

3点目については現在、所管課と協議して、事業の位置づけ方と進め方について見直しをしております。重点事業としてどのような事業を位置づけるかということを含めて次回以降ご説明いたします。

庄司会長： 他にご意見・ご質問はございますか。

一同： （なし）

庄司会長： 以上で本日予定されていた議事はすべて終了いたしました。このほか、事務局から何か連絡事項等がありますか。

○事務局より事務連絡

庄司会長： それではこれで、第2回障害者福祉専門分科会を終了します。どうもありがとうございました。

3 閉会

【 午後3時10分閉会 】

平成29年8月23日

市川市社会福祉審議会

障害者福祉専門分科会会長 庄司 妃佐